

8. 手続

8.1 明石市の給水装置に関する知識

8.1.1 水道施設管理システム

1. 明石市においては、水道施設及び給水装置を地図情報に反映させた「水道施設管理システム」により情報収集し維持管理するとし、また「給水台帳システム」においては指定工事業者からの給水装置工事申込みをデータ化し、帳票の出力や工事進捗等の情報などに活用している。
2. 主任技術者は、水道施設管理システム及び給水台帳システムのリアルタイムの情報を収集し、申込書に適正な情報を基に申込書の設計図に反映する。

【内容説明】

1. 水道管理システムの情報

- (1) 画面情報 明石市水道管理システムの概要は、図 8-1 に示す。



図 8-1 水道管理システムの表示説明

(2) 開発協議の情報

- ① 開発協議で配水管として寄付を伴う給水装置工事は工務担当管路維持係で担当するが、寄付を伴わない開発は給水係で担当する。
- ② 管路維持係の竣工検査が完了した場合、水道施設管理システムに「〇年〇月〇日竣工検査合格」（図 8-2）と表記されているものは、申込書を受理する。



図 8-2 開発協議の表記

2. 水道番号

- (1) 水道番号は、1 水道メーターに 1 つを打番する。
- (2) 水道番号は 8 桁とする。先頭の 4 桁は地区番号（図 8-3）を表し、後方の 4 桁は連番である。
- (3) 新水道番号の打番は、先頭の 4 桁は地区番号（表 8-1）を取り、後の 4 桁の内先頭の 2 桁を申込場所の周囲番号を取る。残り 2 桁は周囲番号の高位番号の続きとする。

表 8-1 水道番号の地区割番号

水道番号の先頭 4 桁	地区名
1000～2999	東部地区
3000～3999	大久保地区
4000～4999	魚住地区
5000～5999	二見地区

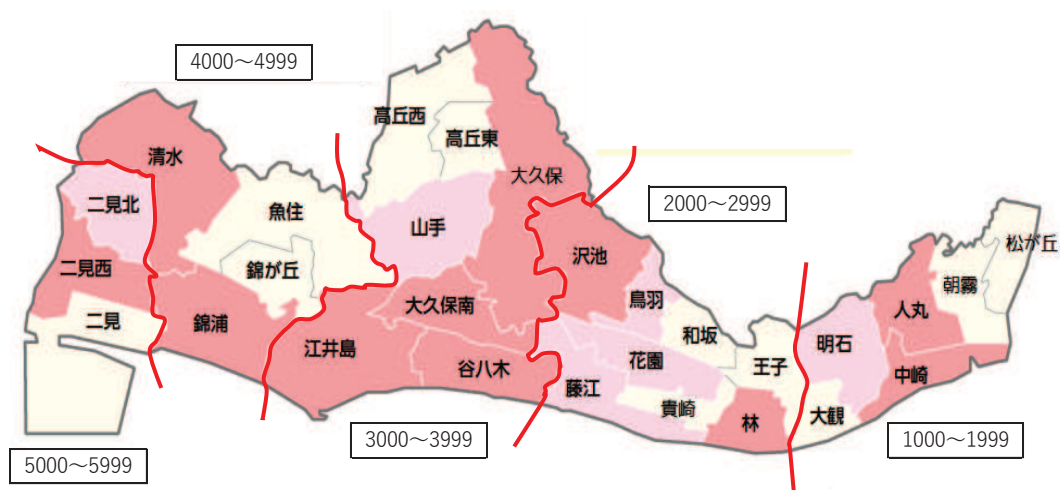


図 8-3 水道番号の地区割り

8.1.2 申込の留意事項

1. 申込書は、全て水道メーター及び給水栓を設置する給水装置工事として取扱う。
2. 申込書には、局が1申込書に受付日、受付番号、水道番号を付して取扱いする。
3. 指定工事業者から提出された申込書は、個人情報として取扱う。
4. 申込書及び関係書類（所定の様式書類）は、局のホームページに掲載しているので、必要に応じ出力し作成する。なお、申込書、設計・竣工図書は、A3版、上質紙（135K）とする。
5. 委任状はA5版、普通紙に、個人の申込者は自筆、認印で、法人の場合はゴム印等で代表者名を明記する。
6. 指定工事業者は、申込書に記載欄のある「公道給水管寄附承諾書」「土地家屋使用承諾書」「誓約書」について、申込者に説明し同意を得たもので提出する。
7. 指定工事業者は、必要に際して修繕依頼書を提出する。

【内容説明】

1. 申込書

- （1）申込書は、1引込、1建物、1水道メーター、1申込みを原則として取扱う。（図8-4）

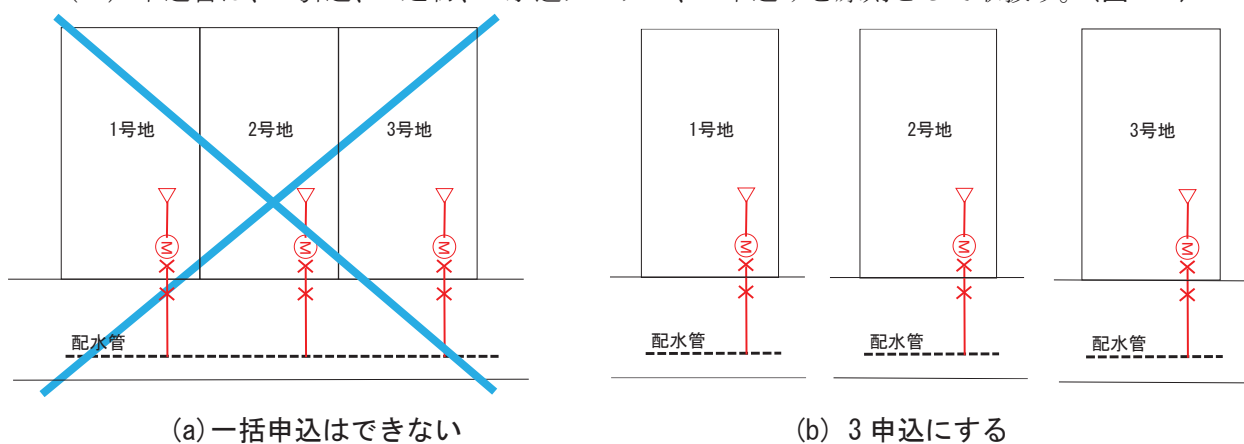


図8-4 水道番号の地区割り

- （2）長屋、アパート、集合住宅等のように1敷地に1建物、複数の水道メーターを設置する場合は、1申込みとする。（図8-5）

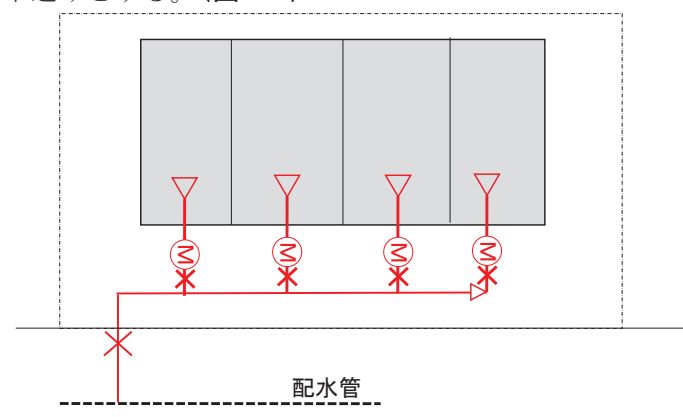


図8-5 1敷地に1建物、複数の水道メーター（1申込）

- (3) 宅地造成において給水主管で複数の土地に引込する場合、その内の1宅地に1水道メーター（工事用）を設置し、その他2区画は水道メーターを設置せずに引込管で申込する場合は、図8-6のとおり1申込書で提出する。

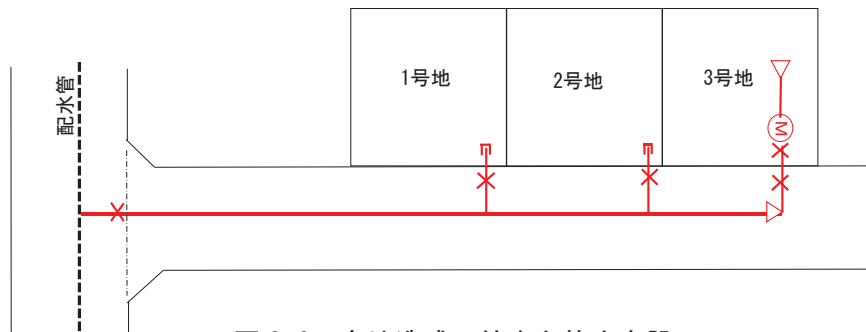


図 8-6 宅地造成で給水主管を布設

- (4) 前項の各分譲地に水道メーター（工事用）を設置する場合は、1の申込みには給水主管の布設工事に1水道メーター（工事用）、同時施工としてのこり2区画に水道メーター（工事用）を設置する個々の申込書を作成する。その各申込書には「分岐承諾書」を必要とする。（図8-7）

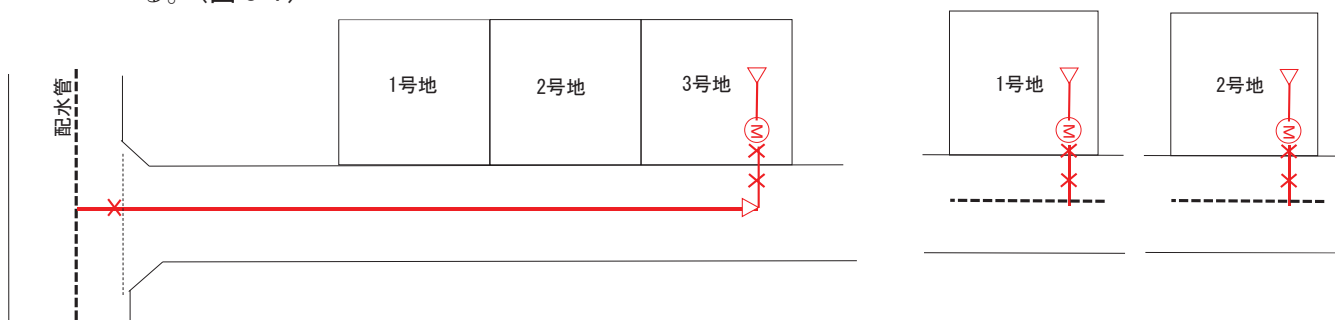


図 8-7 各造成地に水道メーターを設置する場合（3 申込書を作成）

- (5) 既設給水装置を工事用として使用する給水装置工事を申し込んだ後、別の指定工事業者により給水管引替え（増径）する工事を申し込むことは認めない。この場合は、次のとおりとする。

- ① 最初の工事用の申込みと併せて、分水止めするとともに引込替え（増径）工事を申込みする。（図8-8）

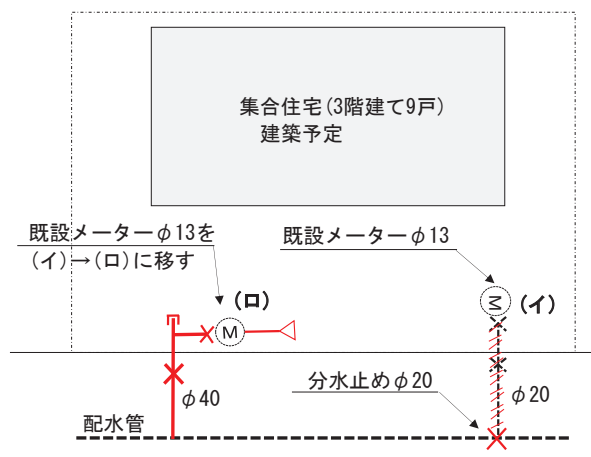


図 8-8 工事用の引込替え設計図例（その①）

- ② 既設を工事用で申込する。次に、新築の内部工事に併せて、分水止めするとともに引込替え（増径）工事を申込みする。（図 8-9）

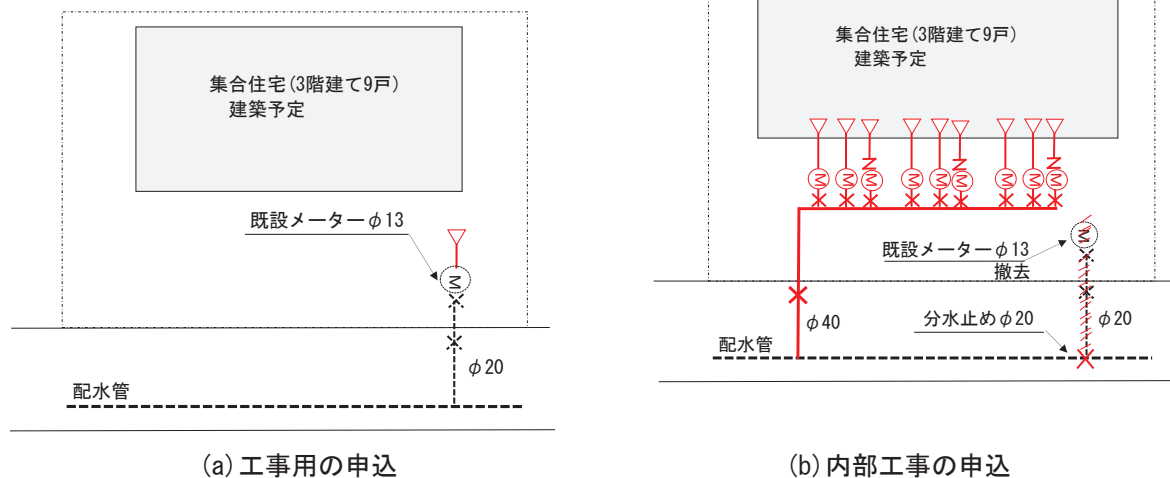


図 8-9 工事用の引込替え設計図例（その②）

2. 鉛管取替え

- (1) 配水管分岐から第1止水栓の間で既設給水管に鉛管が使用されている場合には、局の費用で宅地内まで取替える。
- (2) 配水管の分岐から第1止水栓まで P P であるが、第1止水栓以降宅地内に既設鉛管がある場合は、申込者の費用で取替える。（図 8-10）

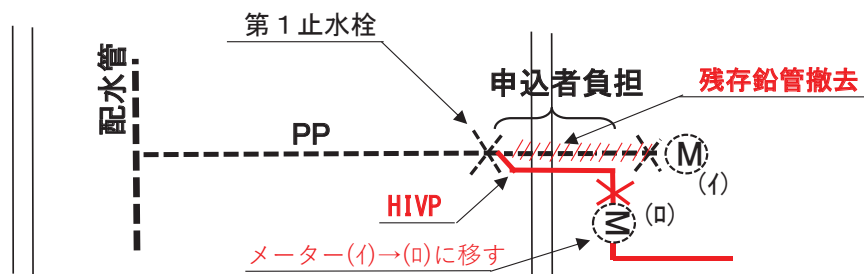


図 8-10 残存鉛管取替え

- (3) 私設管からの分岐部から鉛管で引込みされている場合の鉛管取替えは、申込者で取替える。（図 8-11）

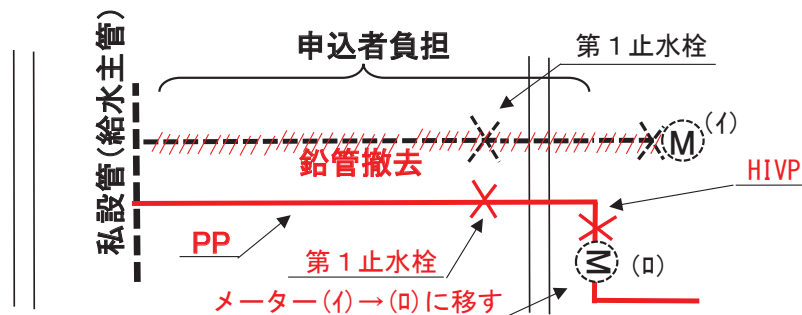


図 8-11 私設管分岐の鉛管取替え

3. 土地使用承諾書

- (1) 主任技術者は、私有道路等に給水管布設工事する場合には、土地所有者の承諾を確認し、
 ①土地使用承諾書（A4版）、②公図、③土地登記簿本(写し)を申込書に添付する。
 (2) 設計図には、図 8-12 のように布設する管路に、地番と土地所有者名を記入する。

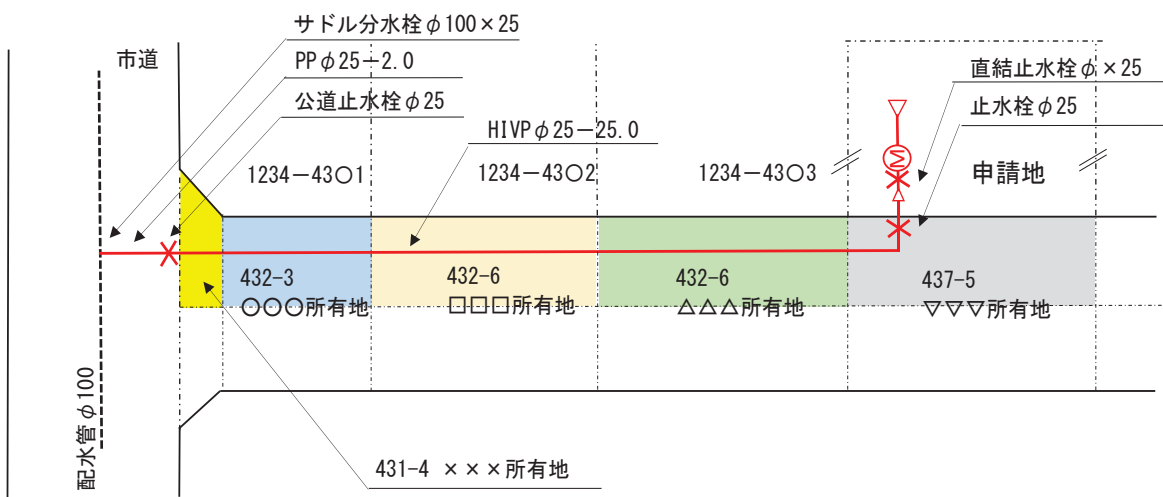


図 8-12 平面図の記載例

1. 私有管の分岐承諾とは、個人又は法人が布設した給水能力のある給水管から、新たに給水装置を設置あるいは増径するために、当該給水管から分岐する場合には、当該給水管の所有者から分岐することの承諾をいう。
2. 私有管の給水能力については、原則として管口径均等表（表 3-22）に基づき判断する。
3. 給水管の所有者とは、給水管を布設した給水装置工事申込者をいう。
4. 給水管の所有者が所在不明の場合、8.1.4 による。
5. 給水管の所有権を譲渡する際には、「給水装置所有権移転届」を使用する。

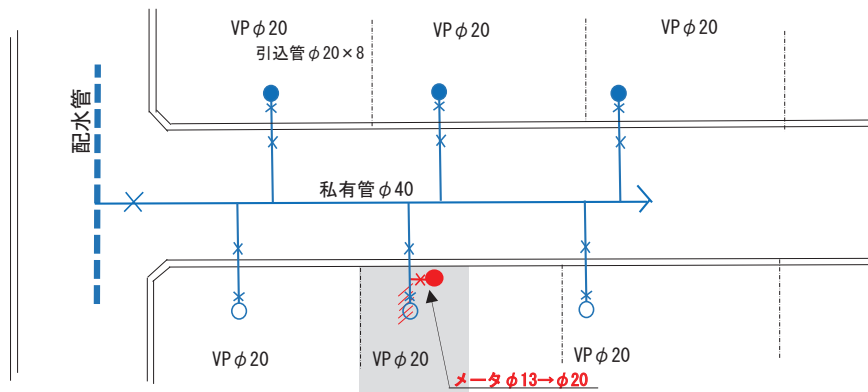
1. 留意事項

-

203

② 引込管(φ20)でメーターがφ13で、メーター以降φ20に改造工事を行なう場合

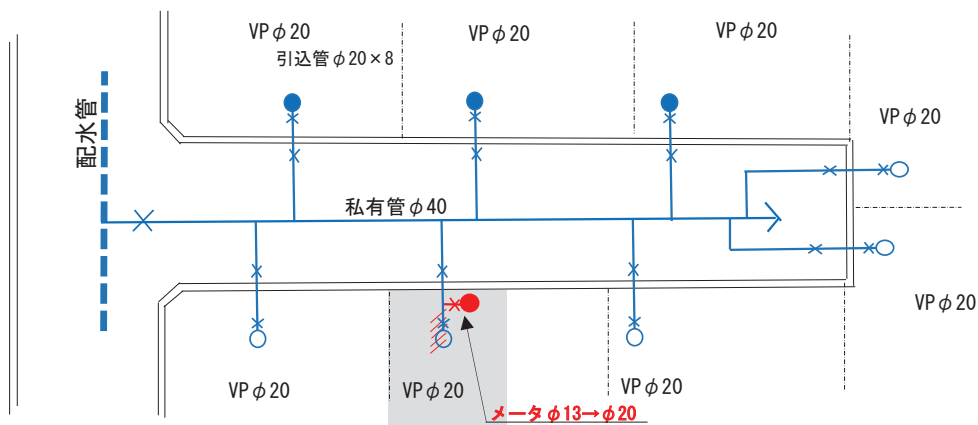
ア 例えば図 8-14(A)において、管口径均等表(表 3-21)で給水主管φ50、支管φ20で10戸まで範囲内の(現使用者の全ての戸数がφ20に増径可能)場合、分岐承諾書の提出は求めない。



主管φ40…φ13で16.51単位まで
 現在φ20×3, φ13×3 計11.67
 変更φ20×4, φ13×2 計13.56<16.46
 [説明] 給水主管φ40は、分岐戸数全6戸
 のメーターをφ13からφ20に変更できる。
 ※この場合は、分岐承諾書は求めない。

図 8-14(A) メーター口径の変更の例(1)

イ 例えば図 8-14(B)において、管口径均等表(表 3-21)により給水主管に給水能力はあるものの、使用戸数全てをメーターφ20にできなくても建替え工事に伴いメーターをφ20に増径する場合は、分岐承諾書の提出は求めない。



主管φ40…φ13で16.51単位まで
 現在φ20×3, φ13×5 計13.67
 変更φ20×4, φ13×4 計14.56<16.51
 [説明] 給水主管の分岐戸数8戸で全戸数をφ20
 にはできないが、今回の1戸はφ20には可能。
 ※この場合は、分岐承諾書は求めない。

図 8-14(B) メーター口径の変更の例(2)

3. 私有管の所有者

- (1) 私有管の所有者は、宅地造成等で給水主管を布設した給水台帳の申込者が該当し、給水管所有者から「(給水装置)所有権譲渡届」が提出された場合、その届の新所有者となる。
- (2) 管の所有者Aから管の所有者Bに再分岐してある管から、新たに分岐する場合は、その分岐承諾は所有者Bからとする。この分岐に際しては、まず管Bの能力、次に管Bと管Aを合わせた給水管の能力が、管口径均等表(表 3-21)の範囲内にあるものとする。

(図 8-15)

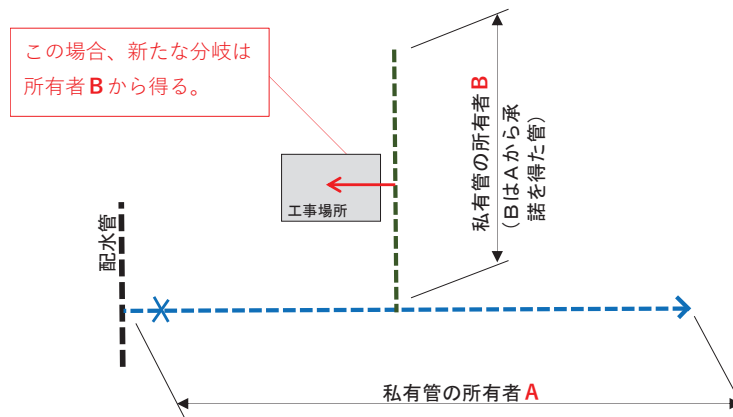


図 8-15 分岐の取扱

8. 1. 4 改正民法に伴う分岐・土地承諾の取扱い

1. 給水条例第6条第3項に規定する利害関係人の同意書等とは、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ該当各号に定める書類を提出する。
 - (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき 所有者の同意書
 - (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとするとき 土地所有者の同意書
 - (3) その他特別の事由のあるとき 利害関係者の同意書又は申込者の誓約書
2. 工事の申込みにおいて民法（1896（明治29）年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号及び第2号の規定は適用しない。
3. 前項の場合において、前条第1項の申込者は、民法第213条の2第3項の通知した旨の「誓約書」を提出する。

【内容説明】

1. 民法等の一部を改正する法律について

給水条例第6条第3項の規定には、利害関係人の同意書等を求めるとしてあるものの、その条文を受ける同施行規程では具体的な内容は示されていない。今回、ライフラインの設備を設置及び使用する目的で民法第213条の2又は第213条の3（以下、「ライフライン設備設置・使用」という。）が、2021（令和3）年4月28日に公布、2023（令和5）年4月1日から施行された。このことにより、この機構基準に利害関係人の同意書等の提出は、ライフライン設備設置・使用権をこの改正民法第213条の2又は第213条の3に基づく権利を行使できるため、所有者不明の土地及び給水管の利用の円滑化が図られるものとされた。

2. 留意事項

- (1) 給水装置工事の実施に当たって、従来と同様に他人が所有する設備（給水装置）を使用することや他の土地を掘削することなどについては、明石市水道条例第6条第3項の規定に基づき利害関係者から同意を得ることが基本である。なお、既設給水装置の利用においては、当該給水管の給水能力内での利用できる範囲内とする。
- (2) 改正民法第213条の2及び第213条の3の規定については、利害関係者に無断で給水装置工事を実施できることを意味するものではなく、給水管所有者が所在不明で同意を得られないため、関係法令に基づく所定の手続きとしてあらかじめ利害関係者に通知がなされていること踏まえ、給水管所有者が所在不明によるライフライン設備設置・使用を行う旨の「誓約書」を提出する。

3. 所在不明の所有者の取扱い

土地所有者の所在不明である場合、上記3項による誓約書を提出する。共同所有土地の場合は、その全員から承諾書を提出するが、その内所在不明の所有者がいた場合には、上記3項による誓約書を提出する。

また、給水管所有者の所在不明の場合は、当該給水管の使用者からの同意は求めず、上記3項による誓約書を提出する。また、共有管の場合は、共有者全員からの承諾書を提出するが、その中に所在不明の所有者がいた場合は、上記3項とよる誓約書を提出する。

【参考】ライフライン設備設置・使用権について

1. 所有者不明私道への対応ガイドライン

近年、複数の者が共有する私道の工事の同意の取付け等に関して、共有者の所在が不明であるために支障が生じていることから、法務省に設置された事例研究会において、2022（令和4）年6月「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～（第2版）」がまとめられ、工事の可否を判断する指針が示されている。

2. 改正民法第213条の2又は第213条の3の条文

第213条の2（継続的給付を受けるための設備の設置権等）

1. 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付（以下この項及び次条第1項において「継続的給付」という。）を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。
2. 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備（次項において「他の土地等」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。
3. 第1項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。
4. 第1項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第209条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定を準用する。
5. 第1項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害（前項において準用する第209条第4項に規定する損害を除く。）に対して償金を支払わなければならない。ただし、1年ごとにその償金を支払うことができる。
6. 第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。
7. 第1項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

第213条の3（継続的給付を受けるための設備の設置権等）

1. 分割によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみに設備を設置することができる。この場合においては、前条第5項の規定は、適用しない。
2. 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

8.2 申込の概要

8.2.1 基本事項

1. 指定工事業者は、給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事を申込者から依頼されたときは、申込書（関係書類を含む）を提出し局の承認を得た後、施行する。
2. 主任技術者は、構造材質基準の適合確認、指定材料及び工法の確認及び事前調査、関係官公署の許可申請等を実施し、申込書を作成する。
3. 主任技術者は、竣工前には、自社検査を行ったうえ、局の竣工検査を申込みする。
4. 申込書の設計図において、賃貸の店舗・事務所等で給水栓を設置しないものは、「誓約書」を提出し、メーターは設置しない。竣工時には、建物内に給水管を立上げてキャップ止めとする。

【内容説明】

1. 工事の種別の留意点

(1) 既設給水装置（一般用）（図 8-16）

明石市においては、既設（一般用）の給水装置を工事用に用途変更する場合は、給水装置工事申込書を提出し承認後に、「工事用給水契約申込書」をもって用途変更を行う。

[留意事項]

工事用の給水装置工事申込書を行わないと工事用に用途変更はできない。

↓
以下、工事種別の取扱い
(1) → (2) → (3)

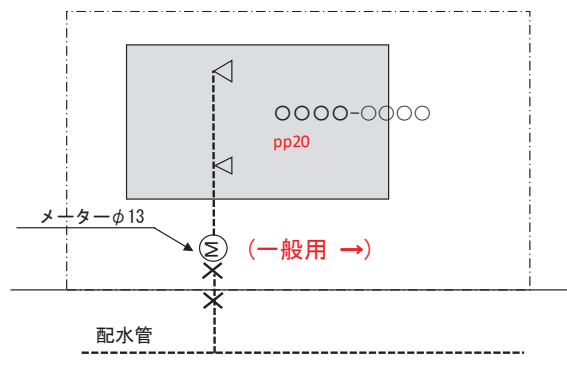


図 8-16 工事種別の説明図

(2) 工事用の申込み（図 8-17）

建物の解体に伴い既設給水装置を撤去し、工事用給水栓を設置する工事である。

工事の種別 ⇒ **改造工事**

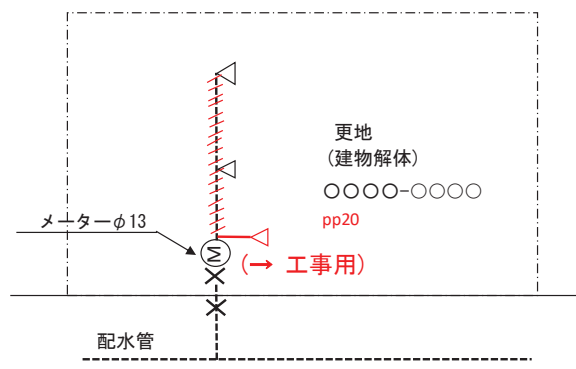


図 8-17 工事用の申込み

(3) 内部工事（一般用）の申込み（図 8-18）

[留意事項]

この内部工事でメーターを口径変更しても、工事種別は「増設工事」とする。

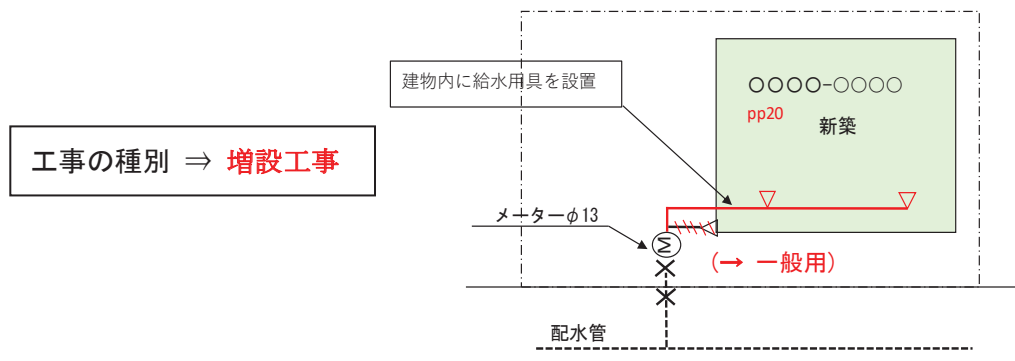


図 8-18 内部工事の申込み

[留意事項]

- (1) 指定工事店は、同一工事場所において工事用と内部工事を同時提出してもよい。
- (2) 同一工事場所に複数の申込があった場合は、最初に申込みされたものを優先する。
- (3) 既に工事用の申込みがあり、他の業者が内部工事の申込みを行う場合は、当該地の工事用の竣工した後、内部の申込みを受理する。

2. 給水装置工事申込みにおいて、店舗・事務所等で給水装置を未設置する場合は、無届け工事を防止するため、次のとおりとする。

- (1) 別途内部工事申込書の提出及びメーター未設置等についての「誓約書」を提出する。
- (2) 当該内部工事の申込書（一般用）が提出され竣工検査合格されるまで、メーターは設置しない。ただし、工事用を必要とするときは、この限りでない。
- (3) 当該、スケルトンの場合、給水栓 1 栓又は主配管を立上げキャップ止めする。

8.2.2 申込書の流れ

1. 給水装置工事とは新設、改造、増設、修繕、撤去の工事をいう。また、工事とは、調査、計画、**施工**及び検査の一連の過程の全体又は一部をいう。
2. 指定工事業者は、当該申込書に対し、局の設計審査を経て積算された市納金を納入する。

【内容説明】

1. 標準的な工事の流れは、図 8-19 のとおり。

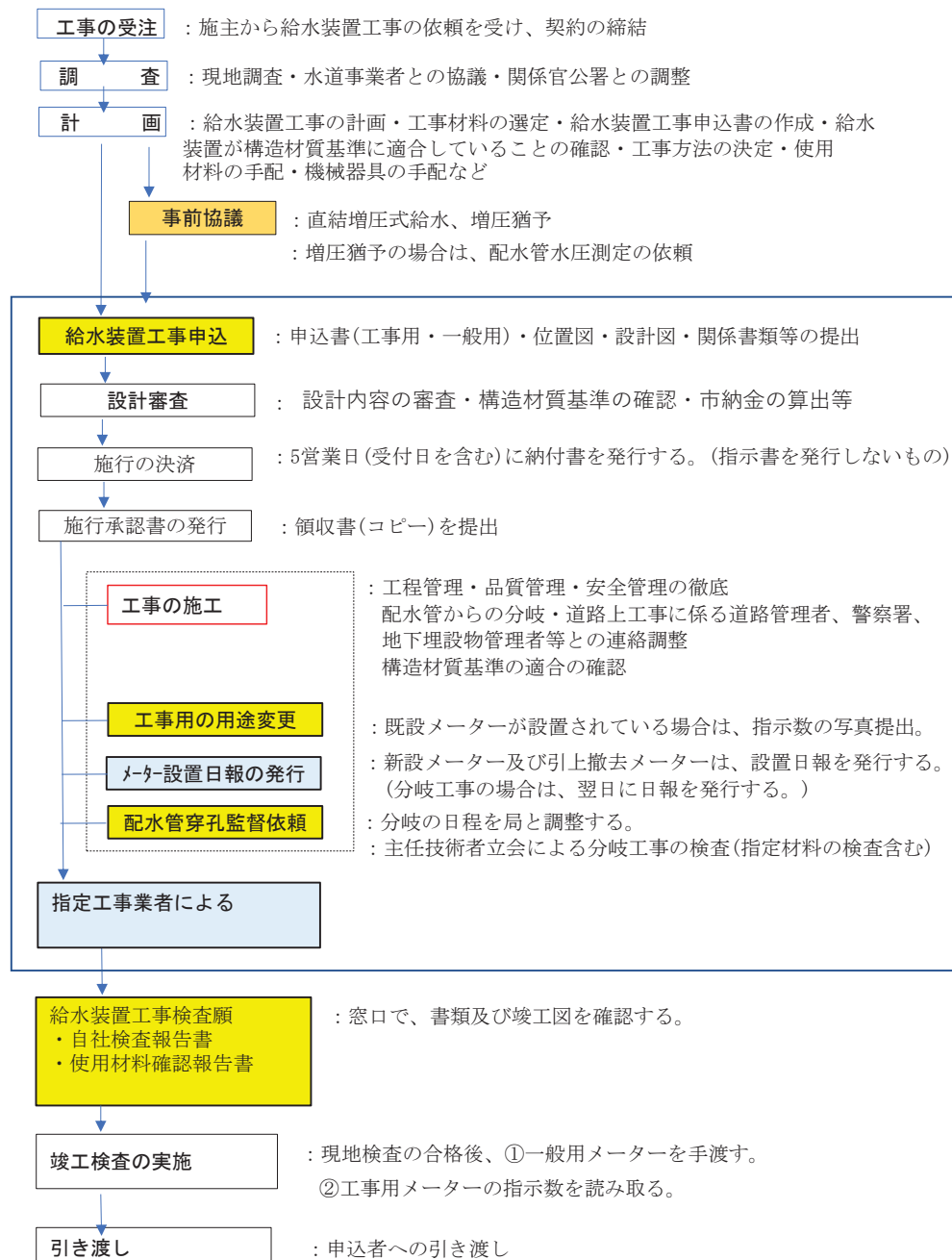


図 8-19 給水装置工事の流れ

2. 市納金

(1) 納付書

- ① 納付書の発行は、5 営業日（申込日を含む）に納付書を発行する。ただし、申込書に不備、不足等を指示した場合は、書類が整った日から起算する。
- ② 納付が確認されれば（領収書のコピーを提出することも可）し、承認書を発行する。

(2) 手数料

- ① 設置する全てのメーターに対し、水道メーター口径別の所定費用を合算した額。
- ② 水道メーター口径を変更しない改造工事の場合、既設水道メーター口径が対象となる。
- ③ 貯水槽式から直結増圧式に改造し、各戸メーター周りを改造する場合は、改造工事する全ての各戸メーター口径が対象となる。

(3) 施設分担金

- ① 新設する水道メーター口径に係る施設分担金（以下、「分担金」という。）の額から、既設水道メーターの額を差し引いた額となる。既設の額が新設より大きな場合は、還付しない。
- ② 1 区画に既設水道メーターがあり、その土地を分割する場合に、同様に差し引きする。その場合は、区画割する件数分の申込書を一括においてのみ分配するものとする。
- ③ 貯水槽式で親子メーターがある場合は、子メーターに分担金の権利（以下、「権利」という。）があり、親メーターは対象外。親メーターだけの場合は、その口径が権利となる。

(4) 穿孔監督費

配水管から分岐する工事は、「穿孔監督費」を徴収する。なお、私管からの分岐は、「穿孔監督費」を徴収しない（局は立会しない）。

(5) 設備負担金

貯水槽式の子メーターに対し、メーター口径と個数に応じた設備負担金を徴収する。

(6) 拡張改良負担金

マンションや宅地造成で 50 戸を超えるもの、又は計画 1 日使用水量が 100 m³を超えるものは、「拡張改良負担金」を徴収する。

(7) 手数料・分担金の算定例

【例1】 図 8-20 において、貯水槽式を増圧猶予に改造し、各戸メーター（ $\phi 20 \times 10$ ）の二次側に止水栓を設置する場合の手数料は、改造する全各戸メーターの改造工事を適用する。

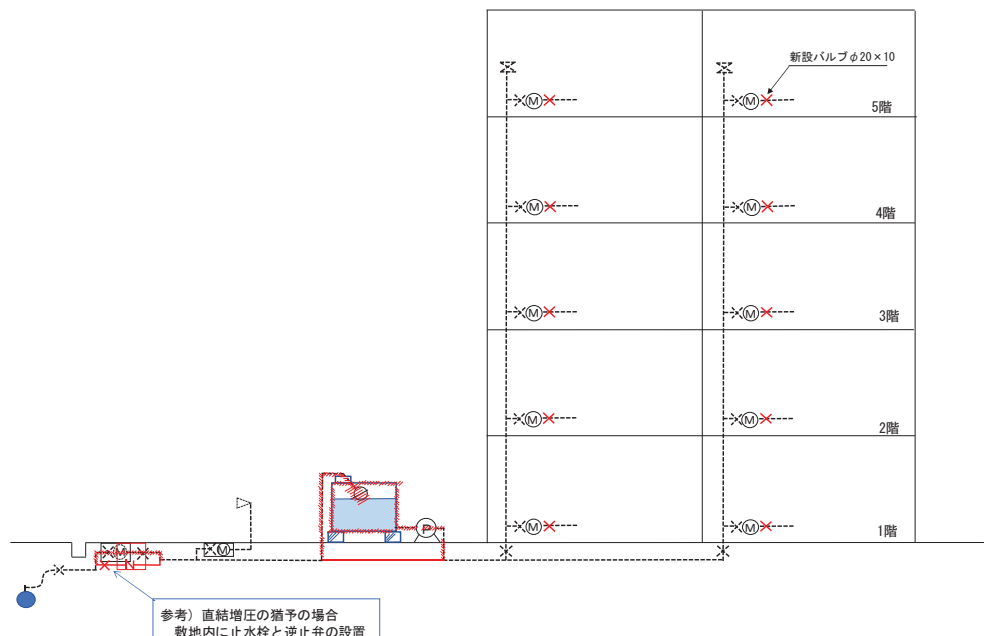


図 8-20 手数料算定の例

【参考】

- (1) 上記で、建物内の各戸メーター周りの改造工事を行わない場合の手数料は、共用栓の水道メーター口径を対象に、増設工事の1か所分とする。
- (2) 1事業者の貯水槽以下の設備において、改造工事を行う申込みの場合、手数料は改造工事の親メーターの口径とする。

【例 2】既設メーターφ20 があり、工事用にφ13 を設置した後、内部工事で一般用φ20 とφ13 のメーターを設置する申込みがあった。この場合の手数料・分担金は？

(説明) 手数料は、既設メーターφ20 から工事用φ13 とすることから口径変更を適用する。

内部工事で工事用φ13 のメーターは、一般用に再使用することから増設工事となる。また、内部工事メーターφ20 は、新設の手数料となる。(図 8-20 (A))

分担金は、当初、工事用メーターの分担金は、既設メーターφ20 があることで仮メーターとして出庫。内部工事の分担金は、既得権はφ13 でなくφ20、新設φ13 を徴収する。

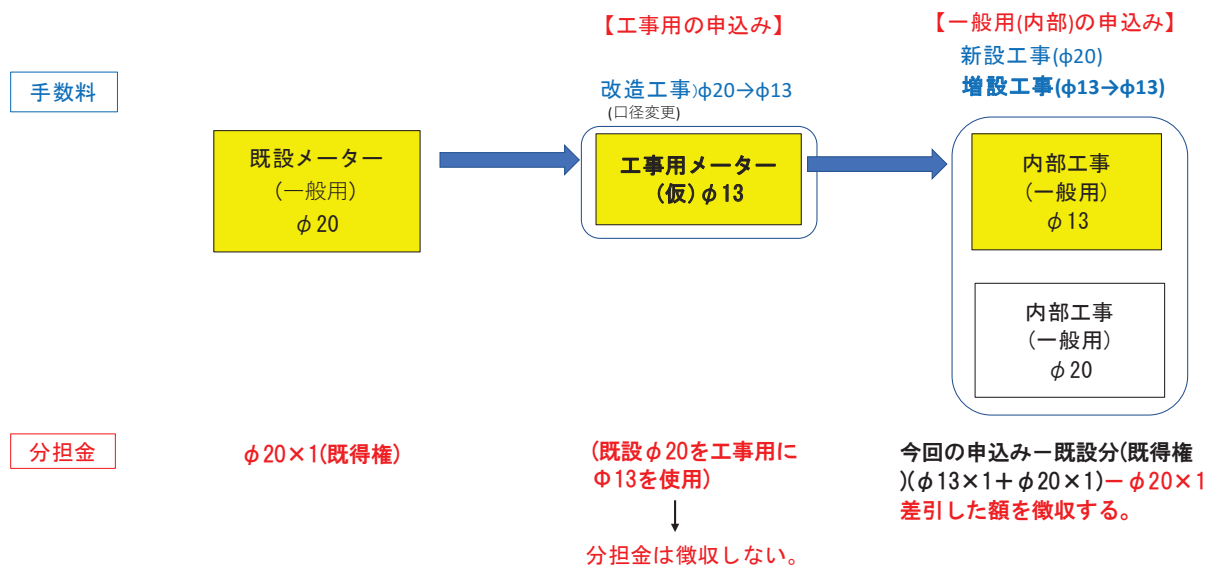


図 8-20 (A) 手数料・分担金の計算例(その 1)

【例 3】一般用既設メーターφ40 を工事用φ13 で申込みし、その後内部申込を再度既存のφ40 を使用とした場合、手数料と分担金の額は？

(説明) 工事用の手数料はφ40→φ13 口径変更となる。内部工事では、φ13→φ40 口径変更。

内部工事の分担金は、φ40 の既得権を適用し徴収しない。(図 8-20 (B))

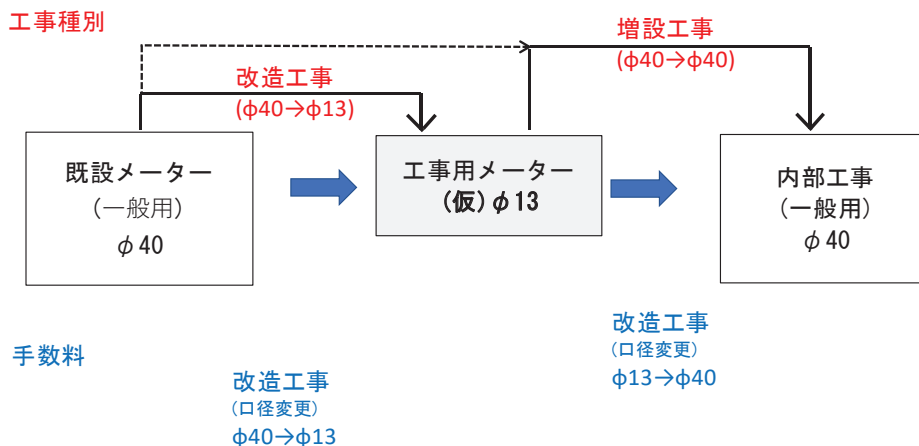


図 8-20 (B) 手数料・分担金の計算例(その 2)

8.2.3 事前協議の書類

1. 4 階以上から 15 階以下の建物で、直結増圧式給水の申込みをする場合、「直結増圧式給水事前協議申請書（様式第 59 号）」を提出し、承認を得てから申込みする。
2. 増圧猶予も同様に、「増圧装置設置猶予申請書（様式第 63 号）」を提出する。

【内容説明】

1. 直結増圧式の場合

- (1) 事前協議前には、現場を踏査の上、配水管布設状況等の確認を行い、協議書を作成する。
- (2) 提出書類は、次のとおり。

- ① 直結増圧式給水事前協議申請書（様式第 59 号）
- ② 位置図
- ③ 配置図（各階平面図）
- ④ 系統図
- ⑤ 水理計算書（アイソメ図含む）
- ⑥ その他

ア. 直結増圧式給水装置に関する維持管理誓約書（様式第 61 号）

イ. 直結増圧式給水事前協議回答書（様式第 60 号）

ウ. 貯水槽式から直結式に改造する場合は、「水質試験結果（11 項目）」を提出する。

2. 増圧猶予の場合

- (1) 「配水管水圧測定依頼書（様式第 62 号）」を提出(2 部)し、設計水圧の指示を得る。
- (2) 提出書類は、次のとおり。

- ① 増圧装置設置猶予申請書（様式第 63 号）
- ② 位置図
- ③ 配置図（各階平面図）
- ④ 系統図
- ⑤ 水理計算書（アイソメ図含む）
- ⑥ その他

ア. 直結増圧装置設置の猶予に関する誓約書（様式第 65 号）

イ. 貯水槽式から直結式に改造する場合は、「水質試験結果（11 項目）」を提出する。

8.2.4 給水台帳の閲覧

1. お客さま本人が給水台帳の閲覧（複写）を希望する場合は、「給水装置工事申込書閲覧に係る本人誓約書（様式第 102 号）」を提出する。
2. 本人以外の者（指定工事業者含む）が給水台帳の閲覧（複写）を希望する場合は、「給水装置工事申込書閲覧等同意書（様式第 101 号）」を提出する。
なお、不動産取引の媒介契約書をもって本人の委任として取り扱う。
3. 指定工事業者が申込書を提出した後、当該申込書の閲覧（複写）を希望する場合は、前 2 項の書類を提出する。
4. 住宅等の新築又は改築のため既設給水管を分岐し、又は移設する給水装置工事を計画する場合において、既設給水管の所有者に関する情報を申し出された場合は、「給水に関する調査票」の必要事項に記入し提出する。

【内容説明】

1. 給水台帳の閲覧（複写）について

- (1) 給水装置は、個人の財産であるため、給水装置の情報を記載した「給水台帳」は個人情報保護条例の規定が適用されるものである。このことから、給水台帳の閲覧（複写）を申し出された場合、個人情報の外部提供に当たるため、適切な管理を行うものとして、上記の書類をもって取り扱うものである。
- (2) 指定工事業者が申込書を提出した後、申込書の閲覧（複写）を希望された場合は、当該指定工事業者が工事施行中であっても、上記の「給水台帳」として、同様に扱うものとする。
- (3) 給水台帳の閲覧（複写）の場合には、給水台帳の原本を申出者に手渡し、申出者が窓口に設置してある複写機で複写する。

2. 給水管の所有者に関する情報提供について

給水管の所有者の情報は、当該給水管を布設した当時の給水台帳を基に、所有者の住所、氏名等に関する情報を提供する。

8.3 工事用の申込

1. 工事用の申込は、次のとおりとする。

- (1) 工事用に使用する水道を開栓する場合は、工事用給水栓を設置する給水装置工事申込書を提出し、工事承認を得た後、工事用水の契約手続きを行う。
 - (2) 既設装置（一般用）を改造し工事用給水栓を設置する場合も、前項と同様の手続きを行う。ただし、貯水槽式の親メーターは、工事用水道メーターとして開栓はできない。
2. 指定工事業者は、申込書を取下げする場合は、申込者と指定工事業者の両者が確認した上、「給水装置工事申込書取下願」を提出する。

【内容説明】

1. 工事用の申込受付

- (1) 工事用給水栓を設置する工事と建物に給水装置を設置する工事は、別々の申込書(委任状を添付)で提出する。
- (2) 工事用の申込書の作成は、一般用の申込書と同様とする。ただし、工事用の申込書は、局で水道番号を朱書きし、一般用と区別する。
- (3) 貯水槽式の親メーターは漏水等の管理として設け、水道使用の料金契約をしないものとして、取り扱うものである。

2. 申込の取下げ

- (1) 「給水装置工事申込書取下願」の様式は定めていない。必要な場合は、窓口でサンプルを用意しているので、申し出する。
- (2) 指定工事業者は、施行承認後に工事を取り下げる場合、手数料を納付し領収書の写しを局に提出する。
- (3) 市納金（手数料、分担金、穿孔監督費等）が未納の場合は、「納入通知書兼領収書」を返却するが、手数料は納付しその写しを提出する
- (4) 納付してある場合は、「還付願」と「工事承認書」を提出する。

【参考】工事用の手続きについて

- (1) 明石市では、既設（一般用）の給水装置を工事用に用途変更する場合、工事用給水栓を設置する給水装置工事申込書を提出しなければ、工事用には変更できない。
- (2) 既設の一般用メーターを一度工事用に用途変更した場合、元の一般用に戻すには給水装置工事申込書を提出しなければ用途変更は行わない。
- (3) 工事用のメーターが撤去され、新たなメーターを必要とする場合、再度、工事用の給水装置工事申込書を提出し、用途変更する。
- (4) 前項(3)において、工事用メーターが現地に設置され、これを別の使用者で使用している場合、給水装置工事申込書の提出は不要。工事用の開栓手続きから行う。閉栓手続きが行われていなければ、メーター指示数の写真を添えて閉開栓する。
- (5) 工事用の支払者を変更する場合、「工事用使用者変更」の手続きを行う。

8.4 一般用の申込

8.4.1 申込書類

1. 一般用の申込は、工事用に要するものとは別に、需要者に水道水を供給するために設置する給水装置をいう。
2. 指定工事業者は、申込書（関係書類を含む）に委任状を添えて提出する。
3. 申込書等の様式は、ホームページから所定の用紙で出力して作成する。
4. 工事の承認書は、市納金の納入後発行する。
5. 申込書及び図面の裏面は、空白にて提出する。

【内容説明】

1. 委任状

- (1) 個人の場合、申込者の住所・氏名は自筆で記入し押印する。
- (2) 法人及び組合の場合は、社名、代表者役職名、代表者名を記入の上、社印及び代表者印を押印する。ただし、会社名、肩書が入っている場合は、社印（角印）の押印は不要。

2. 申込書書類

- (1) 申込書（様式第2号） **A3** サイズ、厚紙（上質紙 135K（注：0.18 mm/枚、ハガキ厚程度））
- (2) 委任状（様式第51号） **A4** サイズ、普通紙
- (3) 設計及び竣工図面（様式第50号） **A3** サイズ、厚紙（上質紙 135K（注：0.18 mm/枚、ハガキ厚程度））
- (4) その他、必要に応じて提出文書等 **A4** サイズ、普通紙
- (5) 申込書・図面の裏面利用することは、図面修正、差替、整理など煩雑になり、また複数の図面の審査においては整理や工事内容を把握しづらいため、使用しない。

3. 申込書の記入要領

黒（文字は黒に限る。）・赤のボールペン又はインクを使用し、印鑑は鮮明に押印する。

なお、パソコンで、申込書を作成する場合、誓約書欄は自筆で記入し押印する。（図 8-21）

(1) 申込者欄

- ① 氏名には必ずフリガナ（カタカナ）を記入する。
- ② 個人・法人とも、住所・氏名等を手書き、ゴム印、電子印字いずれも可。特にゴム印を使用する際は、欄外にはみ出さないようにする。
- ③ 個人の場合は、印鑑は認め印で可。委任状と同じ印を使用する。
- ④ 法人及び組合の場合は、社名、代表者役職名、代表者名を記入の上、社印及び代表者印を押印する。ただし、会社名、肩書が入っている場合は、社印（角印）の押印は不要。

(2) 施工場所欄

- ① 住所コードを記入する。なお、施工場所は給水装置の設置場所（建物等の建築地）原則、住居表示とし、未表示の場合は地番を記載する。
- ② 申込書と委任状と同じものを記入する。
- ③ 表 8-2 の住所は、間違いやすいので注意する。

表 8-2 間違いやすい住所

大字が「○が○」の地区		大字が「○の○」の地区	
まつがおか	松が丘	ひがしのちょう	東野町
あさひがおか	旭が丘	うえのまる	上ノ丸
ふじがおか	藤が丘	ひがしなかのちょう	東仲ノ町
みどりがおか	緑が丘	みやのうえ	宮の上
えいがしま	江井島	まつのうち	松の内
かながさき	金ヶ崎	ののうえ	野々上
にしきがおか	錦が丘		

(3) 工事概要欄

- ① 給水方式……直圧・貯水・三直・増圧の内、該当するものに○印を付す。なお、増圧猶予の場合は増圧に○印。
- ② 工事種別……新設、増設、改造、撤去
- ③ 口径変更……既設メーターの口径を増径又は減径する場合は、「有」に○印。新設メーター、既設メーターを同径で使用する場合は、「無」に○印する。
- ④ 用途……一般用、工事用
- ⑤ 用途変更……有、無を選ぶ。
- ⑥ 給水……旧開栓、新開栓
- ⑦ 本管口径・分岐口径……分岐工事の場合に記入。しないもの又は私有管分岐は空白。
- ⑧ 道路種別……分岐工事する場合は該当するものを選択する。分岐ないものは「無」。
- ⑩ 公道撤去……分水止めある場合に「有」。
- ⑪ 貯水槽容量……貯水槽の有効容量を記入。貯水槽式でないものは、空白。

(4) 指定工事業者欄

- ① 指定コードを記入する。
- ② ゴム印または手書き等で記入、社印及び代表者印を押印する。電話番号を記入。ただし、会社名、肩書が入っている場合は、社印（角印）の押印は不要。
- ③ 主任技術者欄は、指定登録の主任技術者の氏名、免状番号を記入する。

(5) 公道給水管寄附承諾書欄

- ① 配水管から分岐し第1止水栓までの公道に布設する給水管は、局へ寄付する。**(必須)**
- ② 私有管からの分岐の場合は、寄付は受けない。

(6) 私有管分岐承諾書欄

- ① 私有管から分岐する場合は、管の所有者が住所、氏名を記入し、押印を得る。
- ② 局は、当該給水管の所有者を給水台帳で確認したことを、申込書の〔系統元番号〕欄に記入する。
- ③ 別途、ホームページから様式「分岐承諾書」（A4版）を出力してもよい。

(7) 土地使用承諾書欄

- ① この承諾欄は、当該敷地・家屋が申込者の所有であれば申込者の住所・氏名・捺印、又は申込者以外の所有地であれば土地所有者の住所・氏名・捺印。**(必須)**

また、複数人の記入が必要な場合、別添する。

- ② 私道等に給水管を布設する場合は、「土地使用承諾書」(A4 版)、公図、土地登記簿謄本(写し)を添付。(8.1.2 設 3. 参照)

(8) 水道メーター欄

- ① 既設水道メーター口径・個数は、既設給水装置を改造する場合には、既設水道メーター口径とその個数を全て記入する。
- ② 申込口径・個数は、今回の申込みにおいて、新設及び改造する工事に関わる水道メーター口径とその個数を全て記入する。

- (9) 備考欄 当該既設の水道番号等を鉛筆でメモ書きする。

(10) 誓約書欄

- ① 指定工事業者は、申込者に誓約事項を説明した上で、申込者が事後の紛争解決のために了承するものである。(必須)
- ② 個人の場合は氏名を自筆、押印する。
- ③ 法人の場合は社名、代表者役職名又は代表者名を記入の上、代表者印を押印する。

(11) 付近見取図欄

- ① 工事場所を中心に、ゼンリン地図等を当該地の位置関係が理解できるようコピーし、枠内に張り付ける。敷地面積が大きい場合、申込場所が分かるよう適度に縮小。
- ② 当該工事場所を赤で塗りつぶす。
- ③ 欄上部にゼンリン地図の東西別、ページ番号、横番号、縦番号を記入する。
- ④ 新設工事の場合は、隣家等の水道番号を見取図に書き込む。

(12) 平面図欄

- ① 工事用の申込書を簡素化するために、設けたものである。したがって、**工事用以外の内部工事の場合には、空白にする。**
- ② 平面図は、上を北にし、敷地形状、給水装置の配管状況を記載する。
- ③ 図面には、配水管、給水管、第1止水栓、直結止水栓、水道メーター、給水栓などの既設、新設、撤去を分かるよう作図する。(図 3-13 を参照)

- (13) 配水管位置図、第1止水栓位置図、水道メーター位置図欄は、現場で、各用具の設置位置をオフセット測量し、竣工時に清書する。

(14) 使用材料表欄

設計図に合わせて使用する使用材料を記入する。なお、竣工図の変更に際しては、修正する。

(15) その他

総代人届……申込者が複数人の場合は、申込書を提出するために、その内の一人を代表者に決めた「総代人届」工事申込書に添付する。なお、当該給水装置の所有権は「総代人届」に連記された者である。

4. 関係書類

- (1) 関係書類は、表 8-3 のとおり。

表 8-3 申込に係る関係書類一覧

必 用 書 類	工 事 種 別	様式	工 事 用 の 申 込	一般用の申込					
				直 圧 直 圧 式	3 階 直 結 直 圧 式	貯 水 槽 式 (子メーター有)	貯 水 槽 式 (子メーター無)	直 結 増 圧 式	増 圧 猶 予
配水管水圧測定依頼書(2部)		62			①			①	①
事前協議	直結増圧式給水事前協議申請書	59						○	
	増圧装置設置猶予申請書	63							○
	位置図、配置図、系統図、アイソメ図、水力計算書							○	○
	ポンプ選定資料							○	
	水圧測定結果(写)	62						①	①
	水質試験結果							②	②
施設拡張改良負担金該当の場合 (給水申込書、委任状、位置図、配置図、系統図、部屋番号表)		72		○	○	○	○	○	○
給水装置工事申込書	給水装置工事申込書	2	○	○	○	○	○	○	○
	委任状	51							
	水力計算書	50							
	水圧測定結果(写)	62							
	貯水槽詳細図	73							
	水道番号記入表	50							
	直結増圧式給水事前協議回答書(写)	60							
	直結増圧式給水装置に関する維持管理誓約書	61							
	増圧装置設置猶予承認書(写)	64							
	増圧装置設置の猶予に関する誓約書	65							
	貯水槽以下における給水設備等の維持管理誓約書	74							
	各占用許可申請書(道路等の占用がある場合)								
配水管穿孔監督依頼書(配水管の穿孔がある場合) ※承認後		56	○	○	○	○	○	○	○
竣工届	給水装置工事検査願(竣工届)	52	○	○	○	○	○	○	○
	給水装置工事自社検査報告書	53		○	○	○	○	○	○
	使用材料確認報告書	54		○	○	○	○	○	○
	竣工図面(申込時と変更がある場合)	50	○	○	○	○	○	○	○
	工事用中止届出書(2部)(工事用を開栓した場合)	55		○	○	○	○	○	○
	代理人選任届	5				○	○		
	管理人選任届	5				○	○		
	契約書(写)(施主・業者間の設備清掃の点検)					○	○		
	貯水槽以下における給水施設等の維持管理に関する契約書(2部)	75				○	○		
	貯水槽以下における水道料金等に関する契約書(2部)	76				○			
	竣工写真		④						
	工事用給水契約申込書		4の2	④					
前納金明細書兼精算書及び還付金口座振替申出書(兼受領委任状)または、明石市水道料金等口座振替申込書			④						
① : 設計水圧が、0.20MPaで給水困難な場合。 ② : 貯水槽方式から直結方式への改造時のみ。 ③ : 集合住宅等、複数のメーターを設置する場合。 ④ : 第9章に詳細を記載 ※ 様式及び記載内容については、様式集の記載例を参照のこと。									

(2) 申込書には番号を付す。申込書の表紙は1枚目、2枚目からは図面類とする。(図 8-22)

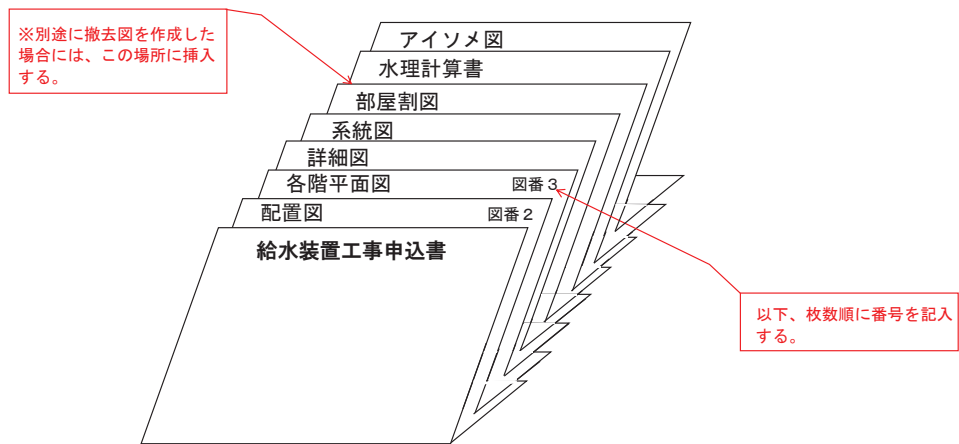


図 8-22 直結式の図番号の例

(3) 貯水槽式から直結式に改造する場合の水質検査結果は、事前協議時に提出する。

5. 設計図、竣工図（以下「設計図等」という。）は、次の給水方式により整える。

(1) 直圧式（2 階建て以下）

- ① 申込書 (様式第 2 号)
 - ② 委任状 (様式第 51 号)
 - ③ 平面図（各階平面図） (様式第 50 号)
 - ④ 立面図（配管状態が複雑な場合） (様式第 50 号)
 - ⑤ 部屋割図（集合住宅等で各戸メーターを設置する場合） (様式第 50 号)
- 集合住宅等のように各戸メーターを設置する場合は、部屋割図（図 8-23）を作成する。

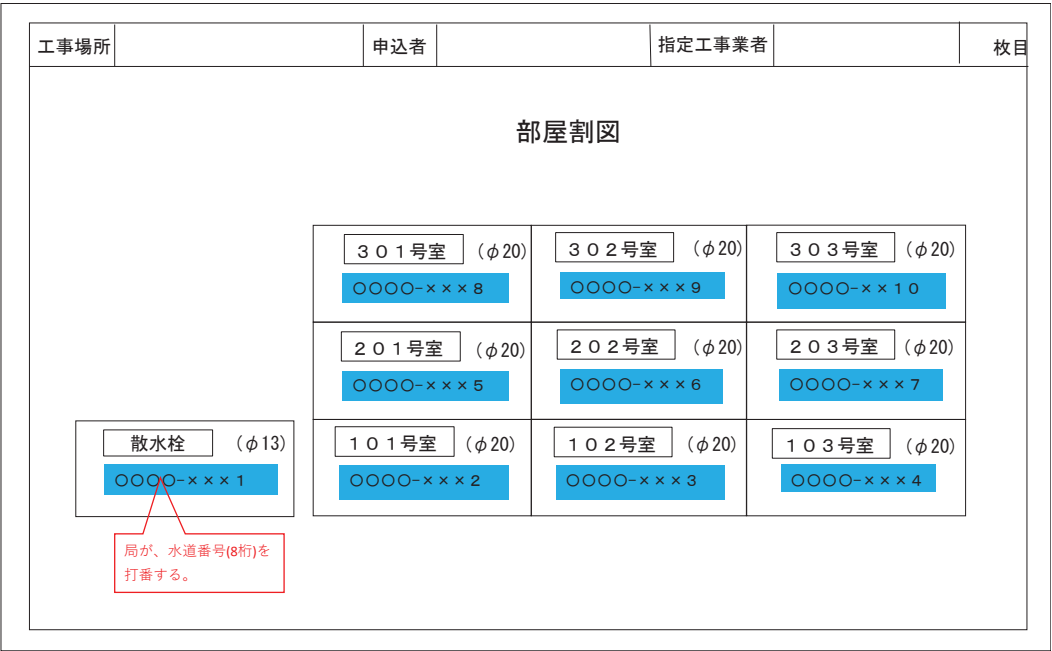


図 8-23 直結式の図番号の例

- ### (2) 3 階直結直圧給水

- ### (3) 直結増圧式給水

- (图 8-24)

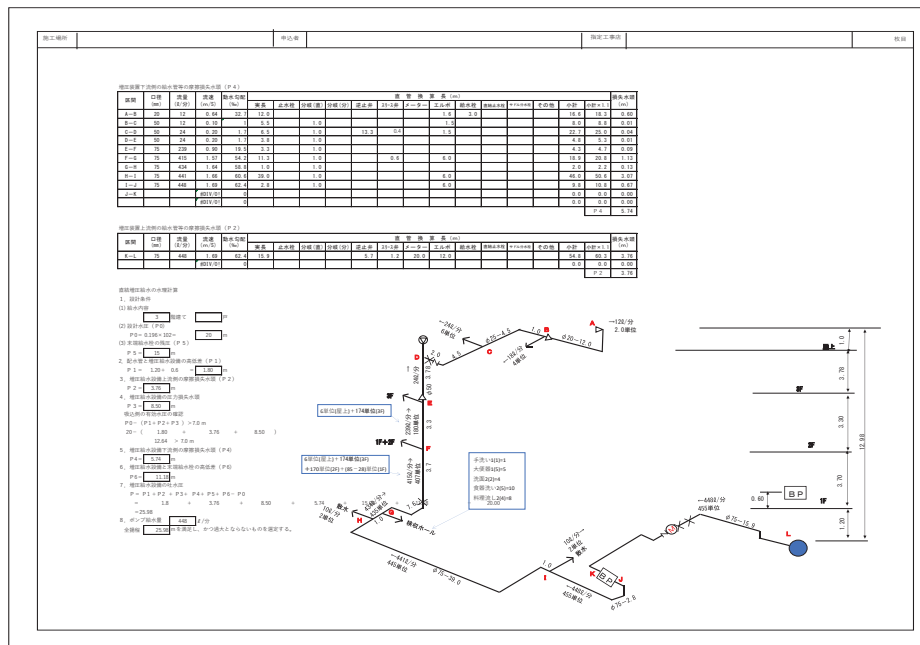


図 8-24 水理計算書+アイソメ図の例

- 223

(4) 増圧猶予

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 申込書 | (様式第 2 号) |
| ② 委任状 | (様式第 51 号) |
| ③ 平面図 (各階平面図) | (様式第 50 号) |
| ④ 系統図 | (様式第 50 号) |
| ⑤ 部屋割図 (各戸メーターを設置する場合) | (様式第 50 号) |
| ⑥ 水理計算書+アイソメ図 | (様式第 50 号) |
| ⑦ 増圧装置設置の猶予に関する誓約書 | (様式第 65 号) |
| ⑧ その他 (必要に応じて指示する) | |

(5) 貯水槽式給水

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| ① 申込書 | (様式第 2 号) |
| ② 委任状 | (様式第 51 号) |
| ③ 平面図 (1 階配置図……分岐から水道メーター経て貯水槽までの配管) | (様式第 50 号) |
| ④ 貯水槽構造図 (貯水槽の平面図、断面図に給水管の配管、貯水槽の設備) | (様式第 50 号) |
- (図 8-25)

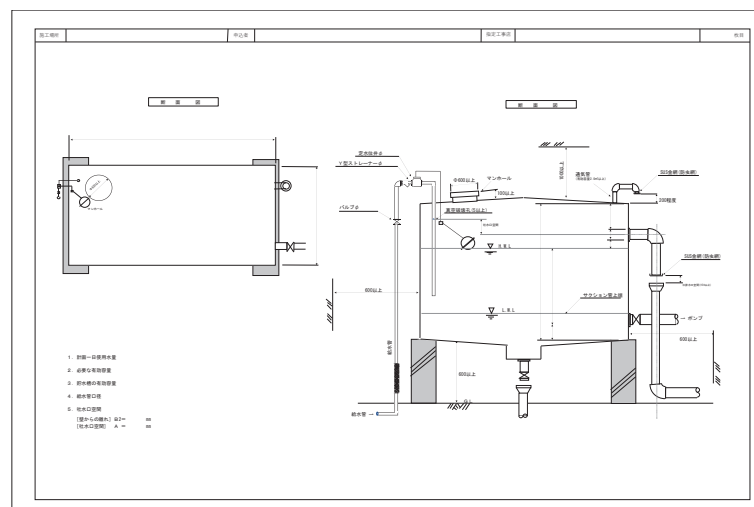


図 8-25 貯水槽構造図の例

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| ⑤ 貯水槽の実有効容量の計算書 (計画一日使用水量、必要有効容量等含む) | (様式第 50 号) |
| ⑥ 地下式消防水槽・高置補給水槽の構造図 (消防用として設置する場合) | (様式第 50 号) |
| ⑦ 系統図 | (様式第 50 号) |
| ⑧ 貯水槽以降の各階平面図 | (様式第 50 号) |
| ⑨ 部屋割図 (各戸メーターを設置する場合) | (様式第 50 号) |
| ⑩ 貯水槽以下における給水設備等の維持管理誓約書 | (様式第 74 号) |

8.4.2 穿孔監督依頼等

1. 穿孔監督

(1) 配水管から分岐工事を行う場合は、「配水管穿孔監督依頼書(様式第56号)」及び道路占用許可申請書等(写し)を提出し立会の日時を予約する。

(2) 分岐工事には、主任技術者が立会する。

2. 排泥弁及び消火栓を設ける給水主管は、事前に「新設給水管水圧検査願」を提出の上、布設後に水圧検査を行う。この検査合格後に主管からの分岐を行う。

3. 道路占用許可申請は、個人申請とする。

【内容説明】

1. 穿孔監督依頼について

(1) 配水管から分岐工事を行う場合は、次の書類を添付する。

- ① 配水管穿孔監督依頼書
- ② 道路占用掘削許可書(写し)
- ③ 道路使用許可書(写し)
- ④ 地下埋設物協議書(関電、NTT、大阪ガス)(写し)

(2) 分岐工事予定日の流れ

分岐工事を行う場合は、書類の標準的な流れは、図8-26のとおり。

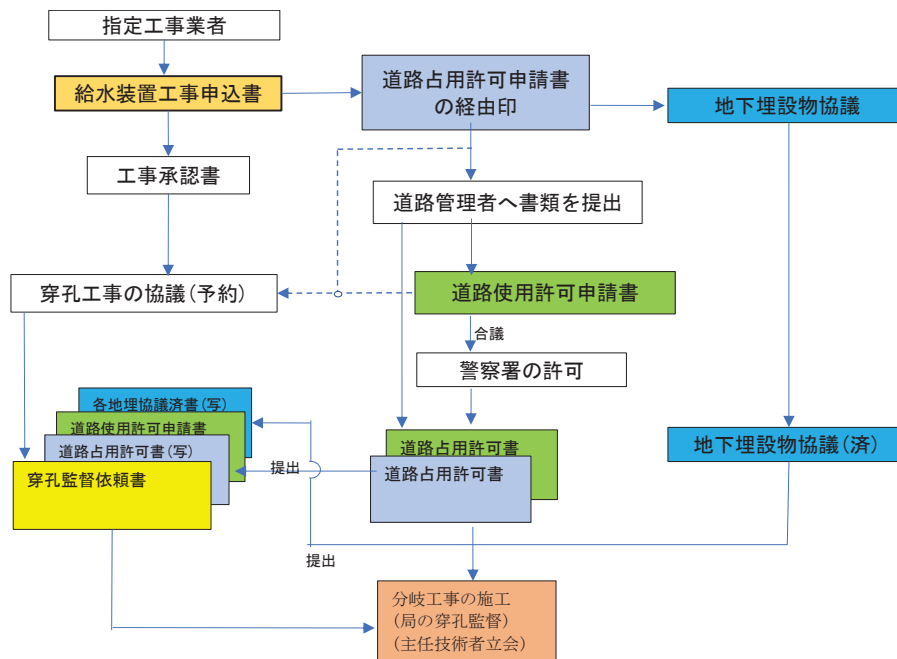


図 8-26 分岐工事予定日の流れ

2. 排泥弁及び消火栓を設ける給水主管の水圧検査

(1) 水圧検査の依頼

排泥弁及び消火栓を設ける給水主管は、「穿孔監督依頼」に際し、「新設給水管水圧検査願」(図 8-27)を同時に提出する。

(2) 水圧検査の範囲図

道路止水栓又は仕切弁から巻末の排泥弁又は消火栓までの給水主管とする。(図 8-28)
ただし、この給水主管からの分岐は、水圧検査が合格後とする。

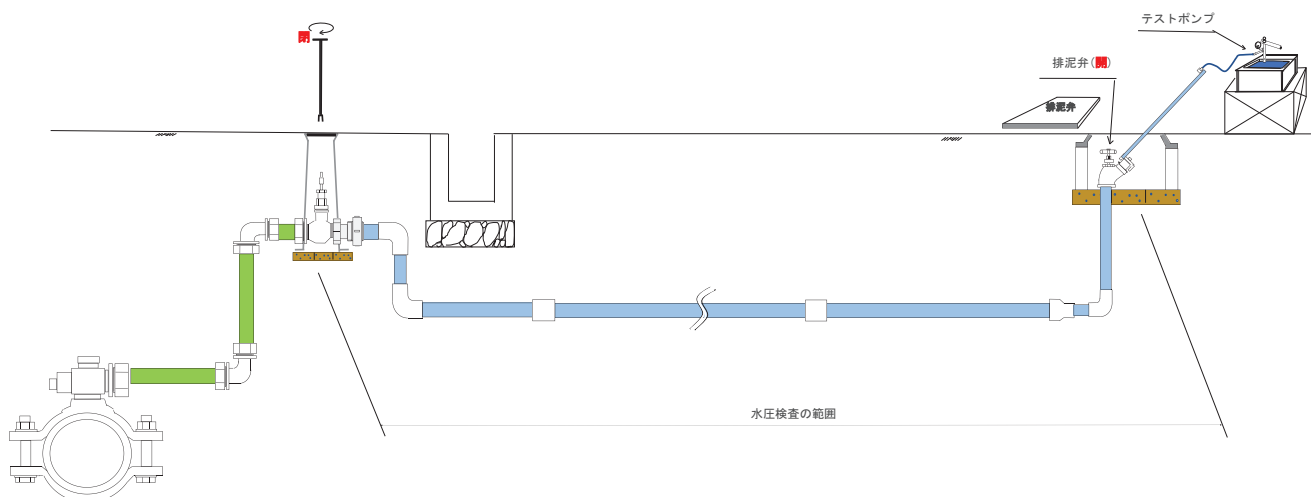


図 8-28 水圧検査の方法

3. 占用申請等について

給水管を公道に布設する場合は、道路法第 32 条の規定により、道路管理者に対し道路占用許可申請書を提出する前に、水道局給水係の窓口で「局の経由印」を得るものとする。

(1) 占用申請の手続き（表 8-4 参照）

- ① 市道及び県道の道路占用申請は、個人申請である。
- ② 国道は局申請（電子申請）するため、必要な関係書類を局に提出する。
- ③ 県道、国道に係る継続申請は、竣工後、局に権利譲渡の手続きを行う。
- ④ 水路敷等の許可申請が必要な場合、指定工事業者は事前協議を行い所定の申請を行う。

令和 年 月 日

新設給水管水圧検査願

明石市公営企業管理者 様

(指定工事業者)
住所
事業者名
代表者
電話

排泥弁又は消火栓を設置する給水管を新設しましたので、水圧検査をお願いします。

受付番号			
水道番号			
申込者名			
施工場所	明石市		
給水管	口径	mm	延長 m
穿孔工事日	年	月	日
検査希望日	年	月	日 午前 午後

図 8-27 新設給水管水圧検査願

表 8-4 給水装置工事に必要な許可申請一覧

区 分	申請書類	部数	申請先(道路管理者等)
加古川バイパス 及び側道	道路占用許可申請書	4	近畿地方整備局姫路河川国道事務所
	道路使用許可申請書	3	各所轄の警察署
	道路工事届出書 使用	2	各所轄の警察署
国道2号線	道路占用許可申請書	4	兵庫国道事務所明石維持出張所
国道175線及び	道路使用許可申請書	3	各所轄の警察署
国道2、28号(R175 より以東)	道路工事届出書 使用	2	各所轄の警察署
国道2号(R175以西) 県道	道路占用掘削許可申請書	3	東播磨県民局
	道路使用許可申請書	3	各所轄の警察署
	道路工事着手書 完成	2	各東播磨県民局
市道	道路占用一時掘削許可申請書	3	明石市都市局道路安全室道路総務課
	道路掘削許可申請書	3	明石市都市局道路安全室道路総務課
	道路使用許可申請書	3	明石警察署
	工事完了届出書	3	明石市都市局道路安全室道路総務課
市管理里道	法定外道路占用許可申請書	3	明石市都市局道路安全室道路総務課
公共団体の 管理する道路 〔土地改良 区画整理 街路 下水、工水等〕	道路占用許可申請書	3	各管理している代表者
	道路掘削許可申請書	3	各管理している代表者
	道路使用許可申請書 占用	3	明石警察署
	道路工事届出書 使用	2	明石消防署
里道等 生活道路	公有土地水面使用許可申請書 (この申請については、町内会長 予備水利委員長の同意が必要)	3	管理している代表者
上記の内通園及び 通学路の場合	通園及び通学路工事(変更)依 頼書	3	明石市教育委員会学校管理課

備考:1) 道路管理者より許可されるまでの期間は、概ね加古川バイパス側道、国道、県道で1か月、市道で2週間程度要する。

2) 上記の他、環境局への届出が必要な場合がある。

3) 給水装置工事に伴う関係機関の連絡先は、参考資料を参照。

4) 県等所有の河川、港湾、海岸公園等の場合、必要な手続きを行う。

表 8-5 道路及び地下埋設物管理者等の問合せ先一覧表

	区 分	窓 口	所 轄 地	所 在 地	連 絡 先
1	国道2号線 (国道175号線より以西) 国道175号線	国土交通省事務所 近畿地方整備局 明石国道事務所 明石維持出張所	国道2号線 (国道175号線より以东) 国道175号線 国道28号線	神戸市西区森友1丁目153	078-928-5820
2	国道2号 (国道175号線より以西) 国道250号線	兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所 管理第1課	国道2号線 (国道175号線より以西) 国道250号線	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(代)079-421-1101 (ダイヤルイン) 079-421-9192
3	国道2号線 (加古川バイパス)	国土交通省 姫路河川国道事務所	国道2号線(加古川バイパス)～東播海岸	姫路市北条1丁目250	(代)079-282-8211
4	県道	兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所 管理第1課	明石・神戸・宝塚線、神戸・明石線、 小部・明石線、宗佐・土山線、大久保・稲見・加 古川線、明石港線、林崎港線、二見港・土山 線、西明石停車場線、岩岡・魚住線、江井ヶ 島・大久保停車場線、平荘・大久保線、明石・ 高砂線、志染・土山線	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(代)079-421-1101 (ダイヤルイン) 079-421-9192
5	市道 (市管理道路、里道を含む。)	明石市都市局 道路安全室 道路総務課(占用担当 (※市役所6F)	市道 市管理道路 里道	明石市中崎1丁目5-1	(代)078-912-1111 (ダイヤルイン) 078-918-5032
6	河川 (港湾を含む。)	兵庫県播磨県民局 加古川土木事務所 管理第2課	河川 港湾	加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(代)079-421-1101 (ダイヤルイン) 079-421-9375
7	水路敷	明石市市民生活局 農水産課 (※市役所 5F)	水路敷	明石市中崎1丁目5-1	(代)078-912-1111 (ダイヤルイン) 078-918-5017

9	NTT	ミライトテクノロジー NTT事業本部 西日本事業部 アクセス部保守センタ 神戸保守グループ	明石市域	神戸市垂水区北舞子4丁目10-8 NTT舞子ビル1F	078-787-7799
10	大阪ガス	大阪ガス株式会社 兵庫導管部	明石市域	神戸市中央区港島中町4丁目5-3	078-303-7746
11	工業用水	兵庫県企業庁 東播磨利水事務所	明石市域	加古川市平荘町養老656	079-428-1740 4331
12	神戸市道	神戸市役所建設局 垂水建設事務所	神戸市との市域境界 松が丘2丁目	神戸市垂水区福田5丁目6-20	(代)078-707-0234
		神戸市役所建設局 西建設事務所	神戸市との市域境界 太寺天王町	神戸市西区玉津町今津字宮の西333-1	(代)078-912-3750
13	播磨町道	播磨町役場 都市基盤部土木課	播磨町との市域境界 二見町西二見(山陽西二見駅北付近)	加古郡播磨町東本荘1丁目5-30	079-435-2365
14	JR				
15	山陽電気鉄道				

(2) 占用の継続申請について

県・国道の占用許可申請に必要な書類は、局のホームページを参照し、作成する。概要は、次のとおり。詳しくは関係部局でお問い合わせください。

【参考】

県（加古川土木事務所）に占用申請が必要な道路は、県道・主要地方道・国道 250 号線・国道 2 号線の一部（国道 175 号線より以西）

※ただし、一部管理区域外の箇所も存在するため、確認をとる。

① 占用申請に必要な書類 → A 4 版で作成、3部提出

- 道路占用許可申請書(2ページ有、様式は県ホームページよりよりダウンロード可能)
- 損害賠償責任負担請書（様式は県ホームページよりよりダウンロード可能）
- 位置図
- 平・断面図
- 舗装復旧断面図
- 現況写真（道路法線に沿って2方向から撮影したもの）

※ その他、県が必要とする書類（随時）

② 工事着手届に必要な書類 → A 4 版で作成、1部提出

- 工事着手届
- 位置図
- 道路占用許可書の写し
- 道路占用工事工程管理責任者届

※ その他、県が必要とする書類（随時）

③ 工事完成届に必要な書類 → A 4 版で作成、1部提出

- 工事完成届
- 位置図
- 道路占用許可書の写し
- 工事写真

※ その他、県が必要とする書類（随時）

④ 権利譲渡申請に必要な書類 → A 4 版で作成、3部作成、うち1部を水道部へ提出し、2部を県へ提出

- 占用権利譲渡許可申請書
- 位置図
- 竣工図

※ その他、県が必要とする書類（随時）

(3) 道路及び地下埋設物管理者等の問合せ先（表 8-5）